令和5年度

86116	100 年 100 年 100 日	(1.)
P4000.052	E1000.033	40000000000000000000000000000000000000
The same of the same of the same of the same of	The state of the s	A STATE OF THE PROPERTY OF THE

	中别风	戊費決算報	TAIL .
act accommode	(5,6004)	大棚外一个生态	ensu
axi-xtefx-aQ	PERM		saga
(後出来の主張する名出版)	2,000[4]	(寄生)例田建大	вяйя
(217) 形面包以外的一定等	7,700)*1		наеда
ジュース代及び食事(以74)	F1008.7	(自同語於是韓國合屬因別所市富語	DM-EM 6
18和为从一三年,依其生事食	17,430[7]	1627年/全国越北省前田岛附市閩北	Darmoi
CATIVAL THE START OF THE START	= P(080,1		mar (4.1)
1、消防	方団(谷村	村第一分団第二部	以
他们各部分的特別	1		
	丁青少年	育成会	0281821
2、上	Tipes 84	SUM	028 R.21 00 - 118 R.1
2、上	丁八千代金	SUM	
2、上 ^田	Tipes 84	Harris Harris Marie Commen	не-пвил

都留市上町自治会

上町消防団(都留市消防団第一分団第二部) 令和4年度助成金使用報告書

上町自治会殿

・収入の部

合計金額	受領金額	区分	
220,000円	220,000円	助成金	

・支出の部・

日時	概要	金額	備考
5月22日	火災出動(上天)	330円	ジュース代(3名出動)
6月5日	クオカード購入	15,600円	参加団員に渡す為
6月5日	防災訓練(やまびこ競技場)	672円	ジュース代クオカード×5
8月8日	火災出動(下谷)	2,000円	食事代として渡す(2名出動)
9月25日	地震防災訓練	7,700円	ジュース代及び食事代('7名)
10月13~14日	都留市消肪団総合訓練退会(練習日)	7,890円	ジュース代及び食事代(7名)
10月16日	都留市消防団総合訓練退会(本大会)	17,430円	食事2食分、ジュース代(8名)
11月13日	消防訓練	1,050円	ジュース代(7名)
12月14日	防犯診断	8,474円	ジュース代、食事代(7名+警察官1名)
12月19日	火災出動(円通院)	5,000円	食事代として(5名出動)
12月22日	団員作業服購入	29,700円	消防団プリント入りTシャツ
1月8日~9日	出初式	13,239円	ジュース代、食事代、ゴミ袋購入
3月5日	都留市消防団秋季防火パレード	7,457円	ジュース代、食事代(6名)
近日予定	歓送迎会	50,000円	予算1人あたり5,000円
令和5年	熱中症対策の為「送風ジャケット」	90,000円	予算1人あたり10,000円
	合計金額	256,542円	予定の「歓送迎会」代金及び 「送風ジャケット」 購入費含む

- ・3月5日迄の助成金使用合計額116,542円
- ・今後実施予定の!・歓送迎会」予算50,000円
- ・熱中症対策の為の「送風ジャケット」購入の為の予算として90,000円
- ・助成金220,000円一(116,542円+50,000円+90,000円)=-36,542円(マイナス)よって差引残高無し
- ○現在消防団活動はコロナの為、行事の数が減っておりますが徐々に戻ってきています。
- ○上記記載以外にも実施された消防団活動はあります。(夜警、部長班長会議など)

令和4年3月 上町消防団会計 望月崇裕

令和4年度 上町青少年育成会

事業報告・予算執行報告

事業報告

月日	事業内容	会場	備考
4月	定期総会	自治会館	
7月	チャレンジランキング大会	まちづくり交流センター	コロナ感染拡大防止の為 中止
7月	夏休みラジオ体操	計(制) (回 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	コロナ第7波感染急拡大の為中止
EL	美化活動	普門寺境内その周辺	244
2月	親子レクレーション (各自 宅にて読書)	各自宅	新年会:中止
3月	中学3年生卒業記念会	各自宅	上町いっぱしょ会に

予算執行報告書

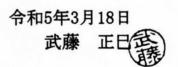
【収入の部】

科目	決算額	備考
前年度繰越金	¥377,080	
自治会助成金	¥0	
合計	¥377,080	

【支出の部】

科目	決算額	備考
事務費	¥700	コピー代
レク事業費	¥63,000	図書カード3,000円×21
中学3年生卒業記念事業費	¥15,000	図書カード5,000円×3
合計	¥78,700	

以上を報告いたします。



令和4年度 八千代会事業報告書

令和5年3月5日 八千代会会長 中村忠一

1.清掃活動:3回実施	(自治会館外周り、家	中川沿線、いーばしょ	周り)
推掛		4月26日、7月5日、9	9月27日
2·研修旅行:中止			
3. 月待の湯いきいき	サロン(認知症予防体	操等):10月より再開	
	45 [.14]	387 4F 7K V X X X 35 F	1 52
	3回実施	11月2日、12月21日、	3月1日
4. 新年会:中止	序自名		
1. 州十五. 十五		(10012 -	
		A see the representation of the see	
5. 上町いーはしょ会	に参加:令和5年2月末	で延べ608名参加	
41			
ton the Landa Landa - Inc.			
6. 都留市老連の1円コ	E募金:3回届 ¥4,524円		
7 佐字四吟の+m 3・1			
7. 傷害保険の加入:1	8名(10月自由加入)		
推考	建 取为		
			以上
		自治会助成金 合計 合計 科目 等務學	以上 [modex]
			以上 [modex]

以上を報告いたします。

令和4年度 上町八千代会 会計収支決算書

令和4年4月1日~令和5年3月31日

収 入

単位 円

項	目	金	額	備一考一
前年度	繰越金	250	, 350	
利	息	油 4 A	2	
숲	費	4 9	, 500	33名×会費1,500円
自治会	助成金	100	, 000	令和4年度 上町
市老連	助成金	3 1	, 208	
都留市	卡社協	8	8,000	いきいきサロン3回分
合	計	439	0,060	

支 出

項		目	金	額	備考
総	会	費	30,	644	菓子代等
事	業	費	99,	202	清掃作業・いーばしょ会参加等・茶菓 子代等
慶	弔	費	10,	000	祝い金(金婚祝、喜寿)・香典
市老	連分	1金	12,	3 4 9	a the to be at the
事	務	費	4,	113	備品・コピー等
合		計	156,	308	

開催時間:午前10年から12時まで

収入439,060円-支出156,308円=282,752円 次年度繰越金282,752円

上町八千代会 会計 山本 正一会 監査 新田 其子 ※

上町自治会長 殿

上町いーばしょ会 代表 藤江 峰夫

令和4年度 上町いーばしょ会事業概要について

- 1 開催日:毎週火曜日
- 2 開催時間:午前10時から12時まで 新型コロナウイルス感染の状況下、

新空コロアリイルへ感染の状况下、 午前中までとした。

- 3 インストラクターによる健康体操:年間12回を実施。
- 4 折り紙、牛乳パックの椅子作り等:年間
- 5 その他:コロナによる影響で3世代交流会を中止した。

収入439,060円-支出156,308円=282,752円

令和4年度 上町い一ばしょ会 収支決算書 令和4年4月1日~令和5年3月31日

収 入

項(以下目)立	金额	備	考
前年度繰越金	843円	ry surth II roy di	(大橋)
自治会助成金	50,000円	上町日治会計	第1条
划れが限りなく強い現在の し対応することを目的と	が報告書の結果の通り、倒職の名 え資金としてこの確立金を活用	(エ、耐隆夢 首登館の建著	直顶土
合。計			

支 出

項	合和 4年度力率	金额	備考
TE HU	気 代	24,000円	令和5年2月分まで
水	道 代	18,000円	1,500円×127月
備	品	7,980円	掃除機
合	金及び随時総会会では、計	49,980円	ルツ。又、取り期する 得て、第1条の目的に (会計)

収入 50,843円 - 支出 49,980円=863円 次年度繰越金 863円

上町いーばしょ会 会計 杉本 房子(ま)



監査 羽田久良子 🦭

上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約

(積立金の目的及び名称)

第1条 上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約(以下、「規約」という。)は、耐震診断報告書の結果の通り、倒壊の恐れが限りなく強い現在の上町自治会館の建替え資金としてこの積立金を活用し対応することを目的とする。名称を上町自治会館(消防詰所含む)建替え積立金設置規約という。

(積立金の拠出)

第2条 この規約でいう積立金は、上町自治会一世帯につき年額3,600円とし、当該年度の各組長が毎年度3月20日までに集金し、当該年度の上町自治会会計に納めるものとする。なお、この積立金は、令和4年度から令和13年度迄とし、資金調達及び建替え計画の進捗状況を考慮した上で、拠出金額の変更及び期間の短縮をすることもできるものとする。

(積立金の取り崩し)

第3条 この規約でいう積立金は、第1条の目的のほかに取り崩すことはできない。又、取り崩す必要のある時は、上町自治会総会及び臨時総会の承認を得て、第1条の目的に 当たる場合のみ取り崩すことができる。 (会計)

Z 18. 000H

第4条 積立金は、会計種別を特別会計として管理運用し、その会計年度は、 毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務) 日本日本 日本日本

第5条 積立金の事務は、上町自治会会計が行う。

(規約の改正等)

第6条 この規約を改正する時、又は規約に定めるもののほか必要な事項は、上町自治会の総会及び臨時総会の承認を得て改正することができる。

附則

この規約は、令和4年4月1日から適用する。